

## 「年金額の改定と住所変更届の省略についてのお知らせ」について

「年金額の改定と住所変更届の省略についてのお知らせ」(P1)

(参考1) 平成23年度年金額改定通知書・年金振込通知書 (P2~3)

(参考2) 平成23年6月からお支払いする年金額が0.4%引き下げられます。(P4)

(参考3) 住所変更届省略申出書 (P5~6)

(参考4) 遺族厚生年金 年金決定通知書・支給額変更通知書の発送について (P7~10)

平成23年6月7日

日本年金機構／厚生労働省年金局



# 年金額の改定と住所変更届の省略についてのお知らせ

(年金額改定通知書・年金振込通知書)

平成23年6月3日(金)～6日(月)にかけて、平成23年度年金額改定通知書・年金振込通知書(「参考1」参照)を、年金受給者(約3,600万人)の方にお送りしました。

## 【お知らせのポイント】

### 1 年金額の改定

- 年金額は物価等の変動に応じて改定(物価スライド)を行う仕組みとなっています。
- 平成22年の全国消費者物価指数が前年を0.7%下回った結果、年金額の改定の基準であった平成17年の指数を0.4%下回りました。
- このため、平成23年度の年金額については、平成22年度の年金額を0.4%引き下げる改定が行われました。(「参考2」参照)

### 2 住所変更届等に関するお知らせ

- 平成23年7月から、住所変更届等の手続きが変わることから、年金受給者の方の住民票コードの収録状況等をお知らせしました。

(平成23年7月からの住所変更届等の省略)

日本年金機構に住民票コードが収録されている方については、直接、日本年金機構において住民基本台帳ネットワークから住所変更情報等が取得できるようになったことから、平成23年7月以降、これまで年金事務所に届け出ただいた「住所変更届」や「死亡届」が原則不要(※)となります。

※介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合には、引き続き「住所変更届」を提出いただく必要があります。

なお、日本年金機構にお届けされている住所と住民票上の住所の表記が下記の例のように一部異なっている場合は、本年9月末までに、①年金事務所又は街角の年金相談センターに住所変更届省略申出書(「参考3」参照)をご持参いただくか郵送していただく、又は②「ねんきんダイヤル」(電話0570-05-1165)にお電話いただき申し出ていただければ、今後、「住所変更届」の提出を不要とすることができることとしています。

例)住民票住所 ……杉並区高井戸西3丁目5番24号  
機構届出住所(ハガキの宛名住所) ……杉並区高井戸西3-5-24 ねんきんマンション101

※参考4 遺族厚生年金に係る年金決定通知書・支給額変更通知書(5月に発出)

# 平成23年度年金額改定通知書・年金振込通知書 (表面)

参考1

料金後納  
郵便

XXXX-XXXX

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 ねんきんマンション101

年金 花子 様

XXXXXXXXXXXXXX

## 大切なお知らせ

- ①年金額改定通知書
- ②年金振込通知書
- ③住民票コード収録状況等に関する確認
- ④遅延加算金に関するお知らせ

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

ご案内は内側にあります。

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

## ① 国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類 老齢厚生・老齢基礎 年金

年金証書の  
基礎年金番号・年金コード XXXX-XXXXXX-XXXX

受給権者氏名 ●●●●

国民年金 (基礎年金)	基本額	振替加算額	支給停止額	円
	ZZZ, ZZZ, ZZ9	ZZZ, ZZZ, ZZ9	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
厚生年金保険	基本額	加給年金額	支給停止額	年金額
	ZZZ, ZZZ, ZZ9	ZZZ, ZZZ, ZZ9	ZZZ, ZZZ, ZZ9	ZZZ, ZZZ, ZZ9
合計年金額(年額)				ZZZ, ZZZ, ZZ9 円

平成23年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたのでお知らせします。  
なお、改定された年金額は、平成23年6月(4、5月分)からの  
お支払いとなります。

平成23年 6月 3日

厚生労働大臣 印影

〈この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。〉

## ② 年金振込通知書

平成23年 6月 3日

以下の金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。  
なお、お支払いは、平成23年 6月から平成24年 4月までの各  
偶数月に行われます。(裏面②の支払予定日をご参照ください。)

年金の種類 老齢厚生・老齢基礎 年金  
年金証書の基礎年金番号・年金コード XXXX-XXXXXX-XXXX

受給権者氏名 ●●●●

振込先 ●●●● 銀行  
●●●● 支店

「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」の金額

年金支払額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
介護保険料額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
後期高齢者医療保険料額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
所得税額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
個人住民税額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
控除後振込額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円

厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課 印影

## ③ 住民票コード収録状況等に関する確認

平成23年7月から住所変更届等の手続きが変わります。お客様の住民票コードの収録状況、住所変更届の要否及び住民票の住所地を以下に記載しています。ご確認ください。(詳しくは裏面③をご覧ください。)

- (1) 住民票コード収録状況 収録済
- (2) 今後の住所変更届の要否 不要

(3) 住民票の住所地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24-101号

※住民票の住所地が実際と違っている方は、年金事務所などにご確認ください。

# 平成23年度年金額改定通知書・年金振込通知書（裏面）

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**をお知らせください。

**0570-05-1165**  
ナビダイヤル 03-6700-1165 (IP電話・PHS用電話)

**【受付時間】**

月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分 ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
第2土曜日	午前9時30分～午後4時 (祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

- ※ ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金ががかかります。
- ※ IP電話・PHS用の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- ※ **月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話が大変混み合うことがございます。週の後半または月の後半がつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。**

## ② 年金振込通知書について

平成23年度分の支払予定日は次のとおりです。

平成23年	平成24年
・ 6月15日(4月、5月の2か月分)	・ 2月15日(12月、1月の2か月分)
・ 8月15日(6月、7月の2か月分)	・ 4月13日(2月、3月の2か月分)
・ 10月14日(8月、9月の2か月分)	
・ 12月15日(10月、11月の2か月分)	

○ **控除後振込額が変更となったり、振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りします。**

○ 年金振込の支払期間が平成24年2月以前となっている方は支払額の変更が予定されている方です。

**【介護保険料等について】**

年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額、個人住民税額となります。各支払月に特別徴収する個人住民税額は、変更となる場合もありますので、市区町村から別途通知される(されている)通知書によりご確認ください。(通常6月中旬に発送)  
 なお、年金から徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所又は町村役場にお願います。

## ① 年金額改定について

- 年金額は物価等の変動に応じて改定(物価スライド)を行う仕組みとなっています。
- 平成22年の全国消費者物価指数が前年を0.7%下回った結果、年金額の改定の基準であった平成17年の指数を0.4%下回りました。このため、平成23年度の年金額については、平成22年度の年金額を0.4%引き下げる改定が行われました。

○ 改定後の年金額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成22年度の年金額に0.996(▲0.4%)を乗じた額と完全に一致するものではありません。

○ 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から0.4%引き下げられる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は物価スライドによる改定が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分が更に差し引かれます。

○ 在職年齢年金の基準額は、賃金の変動に応じて自動的に改定する仕組みとなっています。平成23年4月から、それまでの47万円が46万円に改定されましたので、「支給停止額」が変更となっている方もいらっしゃいます。

**【決定に不服のある方へ】**

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

**※物価スライドなどの制度に対する不服は審査請求の対象となりません。**

## ③ 年金の住所変更届等に関するお知らせ

平成23年7月から、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては、直接、当機構において住民基本台帳ネットワークから住所変更情報が取得できるようになりました。

これにより、平成23年7月以降に住所の変更があった場合でも、年金事務所などに提出いただく住所変更届は原則不要となります。

なお、住所変更情報と同様に死亡情報も取得できるようになりましたので、死亡届も原則不要となります。

- **日本年金機構に住民票コードが未収録の方や、現在の住所(本葉書の宛名住所)が住民票の住所地と一致していない方が、今後、住所の変更があったときは、年金事務所などへの住所変更届が必要です。**(住所変更届の提出を不要としたい方は、年金事務所などへご相談ください。)
- 成年後見を受けている方等についても、今後、住所の変更があったときは、年金事務所などへの住所変更届が必要です。
- 共済年金(旧公共企業体を除く)を受けられている方は、これまでどおり、各共済組合への届出は必要です。

**【表面③「住民票コード収録状況等に関する確認」の見方】**

- ① 「収録済」、「未収録」…当機構における住民票コードの収録状況を表示しています。(住民票コードを申し出た方で「未収録」と表示されている場合は、年金事務所などにご相談ください。)
- ② 「必要」、「不要」……今後、住所の変更があったときの年金事務所などへの届出が必要か否かを表示しています。
- ③ 平成23年4月時点の住民票の住所を表示しています。

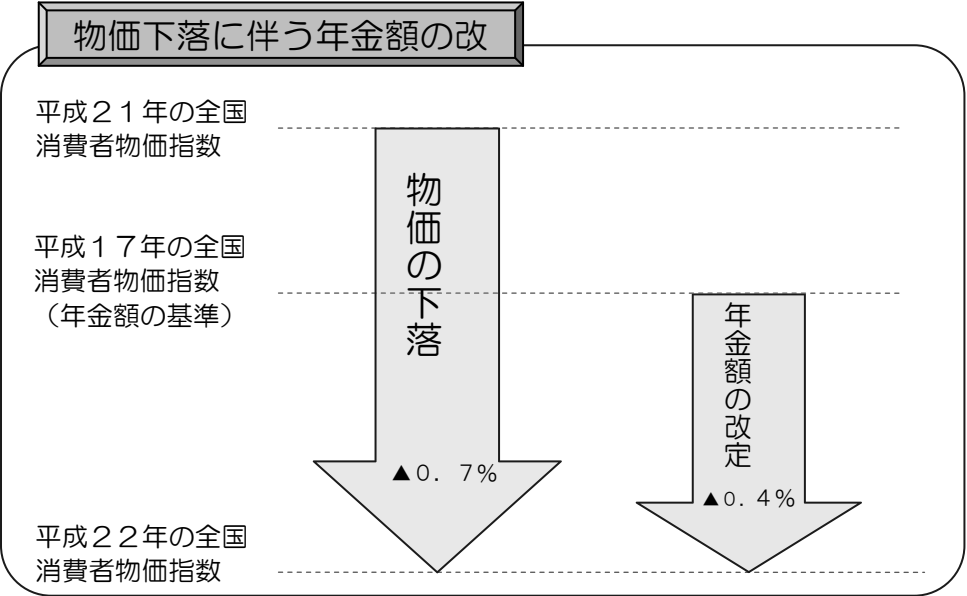
## ④ 遅延加算金の請求にかかるお知らせ!

年金時効特例法により「5年以上さかのぼって年金をお支払いした方」に、遅延加算金をお支払いしています。これは、「さかのぼってお支払いした年金」とは別に、その間の「物価上昇に見合う金額」をお支払いするものです。

平成19年7月から平成21年4月までに「5年以上さかのぼって年金をお支払いした方」で、未だ遅延加算金のご請求をいただいていない方につきましては、ぜひ、お近くの年金事務所などにお問い合わせください。

# 平成23年6月からお支払いする年金額が0.4%引き下げられます。

- 本年1月28日、総務省より、平成22年平均の全国消費者物価指数が平成21年に比べ、マイナス0.7%となった旨発表されました。
- 現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年（平成17年）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。
- 平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引き下げとなります。（4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります。）



<参考> 平成22年度と平成23年度における年金額の比較

	平成22年度（月額）	平成23年度（月額）
国民年金 [老齢基礎年金額（満額）：1人分]	66,008円	65,741円 (▲267円)
厚生年金 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	232,592円	231,648円 (▲944円)

※ 改定後の年金額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成22年度の年金額を0.4%引き下げた額と完全に一致するものではありません。



・年金事務所 掲示  
・日本年金機構HP 掲載

住所変更届省略申出書

今後、住所の変更があった場合は、住民票の住所で変更して差し支えありませんので、更新停止の解除の手続きをお願いいたします。

申出日：平成 年 月 日

◆基礎年金番号・年金コード

Grid for entering basic pension number and pension code.

へきりとり

◆生年月日

明治 大正 昭和 年 月 日

※該当する元号を○で囲んでください。

◆氏名 (印)

◆連絡先 ( )

～ 年金を受給されている皆様へ ～

平成23年7月より住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになりました。



このため、今後、年金事務所へ提出いただく「住所変更届」や「死亡届」は、原則不要となります。対象となるのは、住民票コードが収録されている方となります。



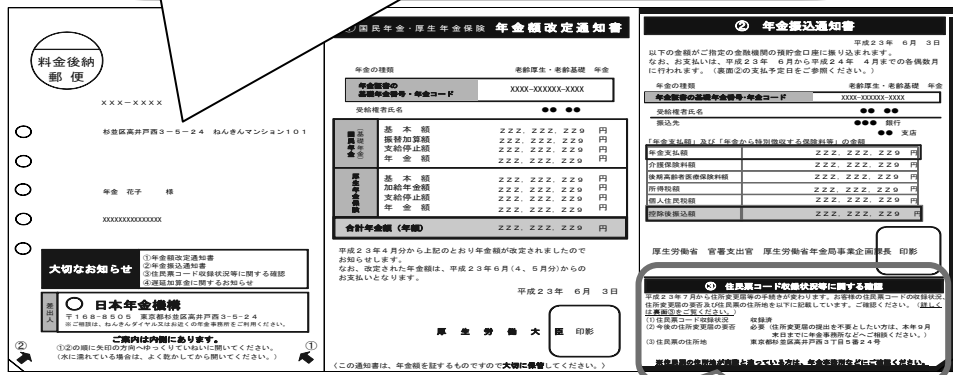
住民票コードの収録状況は、6月に送付した年金振込通知書等に記載しています。ご確認ください。



- ・年金事務所 設置
・日本年金機構HP 掲載

# 年金振込通知書の記載内容とその見方

日本年金機構で管理する住所地（送付先）を表示しています



## ③ 住民票コード収録状況等に関する確認

平成23年7月から住所変更届等の手続きが変わります。お客様の住民票コードの収録状況、住所変更届の要否及び住民票の住所地を以下に記載しています。ご確認ください。（詳しくは裏面③をご覧ください。）

- (1) 住民票コード収録状況 収録済
- (2) 今後の住所変更届の要否 必要（住所変更届の提出を不要としたい方は、本年9月末日までに年金事務所などへご相談ください。）
- (3) 住民票の住所地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

※住民票の住所地が実際と違っている方は、年金事務所などにご確認ください。

住民票コードが「収録済」か「未収録」かについて表示しています

23年7月以降に住所変更した場合の届出が「必要」か「不要」かについて表示しています

23年4月時点の住民票の住所地を表示しています

## A) 住民票コードが「収録済」で、住所変更届が「不要」の方へ

- ・23年7月以降に住所変更した場合でも、年金事務所への住所変更届は不要です。

## B) 住民票コードが「収録済」で、住所変更届が「必要」の方へ

- ・23年4月に、「日本年金機構にお届けいただいている住所（ハガキの宛先に表示されています。）」と「住民票の住所」の突合せを行った結果、住所が一致していない部分がありました。

- ・今後、年金に関するお知らせ等をお送りする際の宛先は「住民票の住所」でよろしければ、裏面の申出書を記入いただき、最寄りの年金事務所へご提出ください。これにより、今後、住所変更があった場合でも、年金事務所への住所変更届の提出は不要となります。

※ このまま、「日本年金機構にお届けいただいている住所」と「住民票の住所」を別々にされたい場合は、特に申出いただく必要はありませんが、これまでどおり、住所変更があった場合は、年金事務所へ住所変更届の提出が必要です。

## C) 住民票コードが「未収録」で、住所変更届が「必要」の方へ

- ・日本年金機構において、住民票コードが収録されていないため、これまでどおり、住所変更があった場合は、年金事務所へ住所変更届の提出が必要です。

※ 住民票コードの収録を希望される場合は、最寄りの年金事務所へご相談ください。



## 遺族厚生年金 年金額決定通知書・支給額変更通知書の発送について

### 1. 問題の所在

今年度の物価スライド改定に伴い遺族厚生年金の支給停止額が変更されたことを受け、以下のような変更理由の文言を表示した支給額変更通知書を、5月上旬に発送したところであるが、これについて、内容が不明瞭との問い合わせが多数寄せられた。

- \* 年金の支給を停止していた事由がなくなったため、年金の支給を開始しました。
- \* 老齢厚生年金（退職共済年金）との調整により、年金の一部または全額を支給停止しました。

### 2. 本件の経緯

○本件は、遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を有する方のケースであり、平成16年改正により、平成19年4月からこのようなケースについては、老齢厚生年金が優先支給され、遺族厚生年金については、老齢厚生年金相当額が支給停止されることとなった。（この仕組みが施行されて以降、物価スライドが実施されたのは今回が初めて）

○今回のマイナススライド（マイナス0.4%）により、4月分（6月定期支払）から老齢厚生年金が減額されることとなり、これに伴い遺族厚生年金の支給停止額が自動的に減額（老齢厚生年金の減額相当分）されることとなる。

※ 遺族厚生年金の額も同様にマイナススライドが行われるため、結果的に、支給される老齢厚生年金及び遺族厚生年金の合計額は、今回のマイナススライド分（マイナス0.4%相当）の減額となる。

○この支給額変更の処理は、機械処理上、自動的に以下の手順で行われた。

- ① 遺族厚生年金の老齢厚生年金相当額の支給停止を解除
- ② 遺族厚生年金の年金額改定
- ③ 遺族厚生年金に改定後の老齢厚生年金相当額の支給停止額の入力

上記の手順で処理が行われたことに伴い、

上記①により、一旦、遺族厚生年金の支給停止が解除されたこととお知らせする文言

\* 年金の支給を停止していた事由がなくなったため、年金の支給を開始しました。

及び

上記③により、マイナススライド後の支給停止額が決定されたこととお知らせする文言

\* 老齢厚生年金（退職共済年金）との調整により、年金の一部または全額を支給停止しました。

を表示した通知書が、送付されたもの。

なお、上記②の遺族厚生年金の年金額改定（及び老齢厚生年金の年金額改定）については、6月上旬に送付する「年金額改定通知（年一通知）」によりお知らせを行う。

### 3. 当面講じた措置

この通知書に関する問い合わせがコールセンター及び年金事務所等に多数寄せられたとの報告を受け、本件に関する「Q & A」をコールセンター等に提供し、お客様への対応を行った。

### 4. 今後の対応の検討

平成24年度における通知書の在り方について、法令面及びシステム面からの検討を行う。

国民年金・厚生年金保険  
年金の額 遺精 厚生

年金決定通知書 支給額変更通知書  
基礎年金番号・年金コード



あなたの受けている年金の額または年金額が、下記の「\*」印の付された理由により変更されましたので通知します。  
※ 今後あなたにお支払いする年金額は、右の太ワク内の金額になります。

合計年金額	302,000 円
-------	-----------

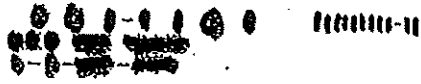
項番	①支給額等変更年月	② 決 定 変 更 理 由
1	23年 4月	* 年金の支給を停止していた事由がなくなったため、年金の支給を開始しました。 * 若年厚生年金（退職共済年金）との調整により、年金の一部または全額を支給停止しました。
2	23 4	

項番	基本となる年金額 (円)	加給額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
1	1,092,500	0	0	1,092,500
2	1,092,500	0	700,600	392,000

項番	基本となる年金額 (円)	加給額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
1	1,092,500	0	0	1,092,500
2	1,092,500	0	700,600	392,000

厚生年金保険の被保険者期間 414月 (平均額 0.0月 最低額 0.0月 許容額 0月)

項番	被保険者の氏名	被保険者の性別	被保険者の生年月日	被保険者の住所	被保険者の職業	被保険者の収入	被保険者の年金
1	氏名	性別	生年月日	住所	職業	収入	年金
2	氏名	性別	生年月日	住所	職業	収入	年金



〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1  
厚生労働大臣

平成 23 年 6 月 13 日



厚生労働大臣

## 遺族年金の「年金決定通知書・支給額変更通知書」について (Q&A)

Q-1 遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給しているが、この度送られてきた遺族厚生年金の「年金決定通知書・支給額変更通知書」の意味がわからない。

A-1 平成23年4月から物価スライドにより、老齢厚生年金と遺族厚生年金の年金額が約0.4%減額となりました。

このことにより遺族厚生年金の年金停止額（老齢厚生年金相当額）が変更となる処理を行ったため遺族厚生年金の「年金決定通知書・支給額変更通知書」をお送りしました。

この後、6月上旬にあらためて遺族厚生年金と老齢厚生年金の「年金額改定通知書」をお送りいたしますので、あわせてご確認ください。

Q-2 遺族厚生年金の「年金決定通知書・支給額変更通知書」には、  
・年金の支給を停止していた事由がなくなったため、年金の支給を開始しました。  
・老齢厚生年金（退職共済年金）との調整により、年金の一部または全額を支給停止しました。  
とあるが、物価スライドについての説明がない。

A-2 平成23年4月から物価スライドの改定により、老齢厚生年金と遺族厚生年金の年金額が約0.4%減額となりました。

このことにより遺族厚生年金の年金停止額（老齢厚生年金相当額）が変更となり「年金決定通知書・支給額変更通知書」をお送りしました。

年金額の物価スライドにつきましては、6月上旬にお送りする「年金額改定通知書」でお知らせさせていただきます。

Q-3 変更後の年金額はいつから支払になるのか。

A-3 4月分の年金額から変更となりますので、6月15日のお支払からになります。6月上旬に「年金額改定通知書」をお送りしますのでご確認ください。

### 参考

- ・（別添1）5月に送付した遺族厚生年金の「年金決定通知書・支給額変更通知書」
- ・（別添2）6月上旬に送付する予定の「年金額改定通知書」（「年金振込通知書」とセットになった圧着ハガキでお送りします。）